厚生消防常任委員会要点記録

日　　時	令和８年１０月６日（火）	開　会	１０時００分	会議時間
		閉　会	１５時２４分	３：５６
場　　所	委員会室			
出 席 者	新岡委員長・吉永副委員長・長谷委員・前田委員・生本委員・早坂委員・太田委員 傍聴議員：矢野議員、柏野議員、小橋議員、松島議員、小林議員			
説 明 者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、消防長 外４１名		傍聴者数	３人
事 務 局	議会事務局次長、議事担当主査		記　者	１人

会　議　の　経　過　事　項

	委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程について説明する。 ●日程１．現地調査について １）焼却施設について ２）生ごみ・し尿処理場について ３）恵庭市墓園管理について（合同納骨塚・第４墓園） ○日程１．現地調査について　終了 １１時３５分　休憩 １１時４９分　再開
新　岡　委　員　長	それでは、申し訳ございません。予告していた時間よりも過ぎてしまいましたが、定足数を満たしておりますので遅れましたが再開したいと思います。 ●日程２.付託案件審査について １）陳情第３号　ゲノム編集技術応用食品の安全性審査の実施や表示を含めた消費者への情報提供の在り方について改めて検討を求める陳情書 【質疑】 なし
新　岡　委　員　長	質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

	本件の取扱いに関し、各委員の意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。
	（「異議なし」との声あり）
新岡委員長	異議なしと認めます。
	それでは、継続審査か、採決か、採決の場合、採択か不採択かも含め、順次発言を願います。それでは、吉永副委員長お願いいたします。
吉永委員	結論的には、採決、採択お願いします。
	理由といたしましては、ゲノム編集の技術の適切な活用を求めるということで、科学的知見に基づいて安全性の確保と消費者への情報提供ということですので、採決し、採択でお願いいたします。
長谷委員	私も採決、採択でお願いします。
早坂委員	私も採決で、採択でお願いしたいと思います。
生本委員	私も採決し、採択でお願いいたします。
太田委員	私も採決して、採択でお願いします。
新岡委員長	それでは、全員が本案を採決し、採択すべきものとの意見でございます。
	お諮りいたします。
	本案については、討論を省略して採択すべきものと決定することに、御異議
各委員	ございませんか。
新岡委員長	（「異議なし」との声あり）
	御異議なしと認めます。
	したがいまして、本案については採択すべきものと決定いたしました。
	【結果】
	採択とすべきもの
新岡委員長	陳情に係る意見書、意見案の案文調整につきまして、これから委員間協議を行いたいと思いますので、午後からの委員会の再開は１３時といたします。ここで理事者側の退席をよろしくお願いいたします。
	（理事者、執行部・傍聴者の退席）
	【委員間協議】
	・付託案件に係る意見案の案文調整
	○日程２.付託案件調査について　終了
	１１時５４分　休憩
	１３時００分　再開

	●日程３.所管事務調査について １）報告事項 ・事故等発生（処理）報告について
狩野生活環境部次長	資料説明　事故等発生（処理）報告について
	【質疑】
早　坂　委　員	①　資料⑧脳ドック受診券の誤発行、ここにいろいろ状況が書いてあるんですけども、１９５人中８３人に誤印字されたということですけども、このところの状況をちょっともう少し詳しく伺います。
藤本国保医療課長	①　脳ドックの受診券の誤印字の状況についてお答えいたします。 １９５人中８３人という状況ですけれども、こちらのほうはエクセルのシートに複数人で入力をしています。御本人様の申請に基づき、御住所、お名前、生年月日といった情報を入力しております。 複数人でやっておりまして、生年月日の欄ですけれども、こちらの入力がエクセルでいう数式バーのところに値というのが出るんですけども、そちらが１９９０年／１月５日と出る値で持っているものと、文字として昭和４７年何月何日というような文字で持っているものがございます。紙でチェックしておりますので、見た目は同じように表示されるので、決裁とか、複数人のチェックにおいても、そこの値までは確認できなかったということで、いろんな人が入力していることによって全部が間違っているとかでもなく、一部の入力に誤りが出たという状況でこのような結果となっております。
早　坂　委　員	②　例えば生年月日のところを１９００何年というところと昭和何年とか、そういうふうに二つの記入で入力してしまったということでしょうか。
藤本国保医療課長	②　そのとおりでございます。そのように値が混ざったような状況になったということでございます。
	○日程３.所管事務調査について終了
	●日程４.消防本部・署関連 １）報告事項
秋葉警防課長	資料説明⑰救急現場における「心肺蘇生を望まない傷病者」への対応ルールの策定について
小柴予防課長	資料説明⑱秋の全道火災予防運動の実施について
	【質疑】
吉　永　委　員	①　資料⑰救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応ルールというこ

	とで、またＤＮＡＲ、ＤｏＮｏｔＡｔｔｅｍｐｔＲｅｓｕｓｃｉｔａｔｉｏｎ、新しい言葉で戸惑うところがあります。 本人の意思の尊重と救命活動の両立が重要だと認識しておりますが、現場におけるＤＮＡＲの対応について、今回設置する検討会ではどのような課題を整理して、どのような考え方で対応していくのかというところを伺います。
	②　資料⑱秋の全道火災予防運動が１０月１５日から１０月３１日に行われます。全国のほうは１１月９日から１１月１５日ですが、日付の違いがもし分かりましたらお伺いしたいのと、様々な実施項目９項目にわたって実施するとのことですが、今年の重点的な取組はどれなのかというところと、市民の防火意識の向上に向けて、どのような効果を期待するのかを伺います。
秋葉警防課長	①　検討会での課題整理と考え方についてと認識をしてございますが、まず初めに、課題整理案でありますが、大きく区分すると３点あると考えてございます。 １点目は、救急隊が現場に到着した後に家族等から提示され、または口頭で伝えられる本人の意思の確認方法です。 ２点目は、かかりつけ医への連絡方法等確認に要する時間、または往診までの時間の設定についてです。 ３点目は、医師、家族への引き継ぎ方法と考えてございます。 いずれも直接医療・介護に携わる関係機関の皆様の御意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。 次に、ルール策定の考え方でございますが、本件は生命の維持に関わる非常に繊細な感情と関連する法律が絡む難しいものであると認識をしてございます。大前提として、本人や家族の意思が尊重されることのためのルール策定ではございますが、関連法の確認や救急隊の活動等を勘案して慎重に進めてまいりたいと考えています。
小柴予防課長	②　資料⑱全道秋の火災予防運動について、全道と全国の違いにつきましては、季節柄、降雪等の状況等もありまして開催時期がずれているというのがございます。 今年度特に重点を置いているような施策、また対象をどのように位置づけているのかということについてですが、平成１７年度以降、全国の減少傾向にあった住宅火災、これは令和３年から増加傾向に転じまして、特に６５歳以上の高齢者による死者数が７割を超えていることから、高齢者を中心とする死者の減少、並びに財産損失を防ぐことに重点を置き、住宅防火対策の推進に取り組んでまいります。 また検証につきましては、出前講座や防火講話をはじめ、アンケートなどの実施によって調査結果に基づいた検証を行っていきたいと思っております。
吉永委員	③　それでは、本人の意思と異なる救命処置が行われますと非常にまずいなという非常に繊細な課題に向けて医療機関や介護施設、それから福祉関係者との連

	携、それから市民への啓発活動、周知啓発が必要だと思うんですが、どのように進めていくのかを伺います。資料⑰についてでした。 ④　資料⑱、日付の違いについて分かりました。特にこれから先暖房器具の使用が増加する時期を迎えてきます。 　先ほどお話ありました高齢者や独居世帯の火災リスクが懸念されますが、こうした世帯に対して、住宅用火災報知器の維持管理や周知、防火指導などどのような住宅火災対策を重点的に進めていくのか、考えを伺います。
秋葉警防課長	③　資料⑰の関係機関との連携、市民への周知・啓発についての質問にお答えをいたします。 　初めに関係機関との連携でありますが、設置する検討会の構成員には医師、介護施設職員、在宅医療関係職員など、約２０名の有識者に参加をしていただく予定でございます。 　実際の現場の状況等について情報共有をいただきながら、検討を進めていきたいと考えてございます。 　次に、市民への周知・啓発でございますが、ルール策定に伴う市民周知は重要であると認識をしてございます。 　報告資料では、家族等が慌てて緊急通報してしまう場面の想定を説明させていただきましたが、そもそも緊急通報しなければこのようなことが起きないということでありますので、本件の周知の際にはそのことについても周知できればと考えてございます。 　また、検討会の構成員には、保健福祉部の職員にも入っていただいてございます。消防のみではなく、市の取組として市民周知の方法等についても、検討会内で議題として検討してまいります。
小柴予防課長	④　資料⑱高齢者世帯や独り暮らし世帯に対する実効性のある具体的な取組についてですが、令和６年度総務省消防庁発表によります住宅火災による死者数は１，０３０名で、このうち６５歳以上の高齢者は７７９名、全体の７５．６％を占めております。 　また本年４月には、恵庭市内におきましても１名の高齢者が亡くなる住宅火災が発生しております。このことから高齢者に対する住宅防火対策といたしまして、春と秋の火災予防運動をはじめ、消防情報誌「まとい」の発行や各種広報媒体を活用した注意喚起を継続的に行うとともに、また令和７年度には、恵庭市長寿大学への防火講話を初めて開催いたしまして、なお今年度につきましては市内の老人クラブ、２８クラブへ「高齢者が注意すべきポイント」と題しまして防火講話の開催を案内しまして、設置義務化から２０年間を経過した住宅用火災警報器の設置について再確認をいたしまして、被害を最小限にとどめるよう継続的な取組を行っております。 　また、単身世帯につきましては、緊急通報システムを設置している６５歳以上の単身世帯を対象に、住宅訪問を実施している状況となっております。

	１）報告事項終了 ２）その他所管事務調査について 【質疑】 なし ２）その他所管事務調査について終了 ○日程４.消防本部・署関連終了 ●日程５.生活環境部関連 １）報告事項
加賀谷生活環境課長	資料説明①犯罪被害者等支援条例の制定について
温井地域担当主幹	資料説明②町内会活動活性化事業アンケート調査結果について
辰下脱炭素推進課長	資料説明③悪臭に関する苦情等の状況及び悪臭防止法に係る測定結果の概要について 資料説明④ゼロカーボン・ロードマップへの取組について（えにわ環境・エネルギー展） 資料説明⑤自治体排出量カルテについて
加地廃棄物管理課長	資料説明⑲渡島廃棄物処理広域連合からのごみ受入れ実施状況について 【質疑】
前田委員	①　アンケート調査の目的は、今後の町内会活動の活性化にどのような事業や施策が必要かを検討するための基礎資料ということですが、本定例会の一般質問で本市の町内会の平均加入率、これは令和６年が５５．１％、７年５４．３％、８年５３．１％、毎年１％前後減少している傾向にあります。このような活性化事業を行わなければ、まだまだ減少していたのかなと考えられます。そこで、そういう意味では、この施策は効果的であったという評価をしているところであります。 改めまして、この毎年１％前後、この世帯加入率が減少している、この状況についての市の認識と今後の対策について、伺います。
温井地域担当主幹	①　町内会加入率の状況に関する市の認識と、今後の対策についてかと思われますが、本補助金により役員の負担軽減や住民同士の交流促進に関しましては図られているものと考えております。 加入率の減少が進んでいること等に関しましては、少子高齢化やライフスタ

	イルの多様化に伴う深刻な問題があるものと認識しております。 　今後の対応といたしましては、今回のアンケート調査から得られた結果や町内会からの声をしっかりと分析するとともに、恵庭市町内会連合会の皆様の御意見も伺いながら、支援策の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
前　田　委　員	②　今、答弁いただきましたけれども、よくよくアンケート調査結果を分析していただきたいなと思います。 　町内会の現状は、新規加入率よりもやっぱり退会したいという方々が多いんです。それが今大きな問題ですけども、私の町内会でも、この５年間で７、８名退会するという世帯が出てきて、これは何かというとやはり大半の理由が町内会会員になってもメリットがないというものです。誰に聞いても、メリットがないから私退会しますよということです。 　この問題について、町内会会員になることのメリット、これしっかり周知だとか、広報していく必要があるんではないかと思いますけれども、町内会加入に関するメリットはどういうことがあるかということを認識をお伺いしたいと思います。
温井地域担当主幹	②　町内会に入ることについてのメリットについてでありますが、各町内会におかれましては、市や関係機関と連携して交通安全運動の啓発や児童だったり、高齢者、障がい者の安全確保、生活環境の整備であったり、防犯灯の維持管理のほか、災害時の助け合いなどを市民生活に直結する多くの活動に御協力いただいており、こうした活動を通じて生まれる住民同士のつながりが加入に当たってのメリットであると認識しております。
前　田　委　員	③　住民同士のつながりがメリットということですけども、本市は除雪、生活道路までしっかり除雪していただいてます。 　ごみの収集も相当前は集団収集から戸別収集になりまして、本当に会員であろうが会員でなかろうが全くメリットないんです。みんな平等にやっていただいてますから、ただ何にメリットを見いだすかというと町内会でもしっかり検討してるんです。今検討中ですけども、その中で一番大事なのは、私は防災支援、これが会員か会員でないかに大きな影響を及ぼすんではないかなと考えています。 　市にとっては、市民全員に対して平等に防災支援するというのは、これはもう当たり前のことですけども、町内会にとっては、各会員から会費を集めています。会費で一時避難所の会館の維持管理だとか、それとか防災資材の発電機買ったり、投光器買ったり、僅かながらの非常用糧食を買って防災支援に当たろうとしていますけども、やはりお金がかかってるんです。会費をもらってやっていますから、これを同時に町内会の全員に対して支援することはなかなか難しいんではないか。不平も出るんです。会員じゃない人にそこまでやるのということもあって、ですから、この辺のやはり町内会の加入のメリットは、防

	災支援、今後ますます大事になってくると思うんですけども、この辺のところも、メリットの一つではないだろうかということも併せて周知していただきたいなと思いますけども、これに対して最後答弁をお願いします。
温井地域担当主幹	③　町内会における防災を通じた加入メリットの取組というような内容かと思いますけれども、災害直後の初動の対応につきましては、日頃からの地域のつながりを持つ町内会が重要な役割を担うものと考えておりますので、一応こちらとしては防災担当部局とも連携しまして、地域防災の在り方と町内会活動の活性化に向けた方策について、研究してまいりたいと考えております。
生　本　委　員	①　資料②の町内会アンケート調査結果から、補助金の活用町内会と未活用町内会とでは、何か傾向性のようなものといいますか、例えば地域的なこととか、何かそれぞれ傾向性のようなものがあれば教えていただきたい。 ②　調査方法についての質問ですが、活用町内会には電話で聞き取りを行い、未活用の町内会には郵送にて調査依頼をしたという、それぞれ異なった方法で行った理由について、伺います。
温井地域担当主幹	①　補助金を活用した活用団体、未活用団体の傾向という部分でありますが、未活用団体からお話しさせていただきますと、未活用団体につきましては、今回のアンケート調査を通じて補助金を活用するに当たっての地域性という部分があるんですけれども、地域性の中で事業を企画立案する方もいなく、担い手不足という部分もあったりして、なかなか活用に至らなかったと御意見もありましたし、補助金の申請の仕方についても、どのように申請すればいいのかという部分も一部そういうような意見があったところであります。 　活用している団体につきましては、そういう補助金の内容につきまして、事前に事務局に電話で確認をされたりして、活用されている町内会が多いというような傾向になっております。 ②　調査報告方法についての内容かと思うんですけれども、活用団体の調査方法については聞き取りする項目が１７問と多く、記述でいろいろと状況を確認しながらアンケート調査を取らないと、なかなか町内会さんに負担をかけるということで、電話での聞き取り調査ということを行ったところであります。 　未活用につきましては、質問の設問自体が少なく、どういうような状況なのか、アンケート調査の結果を見ていただければという部分もあるんですけれども、なぜ活用しなかったのか、制度のほう知っているのかというような部分を選択制で記述するような簡単な項目だったもので、３１団体につきましては郵送による調査を行ったところであります。
生　本　委　員	③　一つ目の質問に関しては、それぞれの町内会において担い手の方がいるか、いないかによって状況が変わっていたという部分と、二つ目の調査方法に関しても、そのように行ったということで承知いたしました。 　私が聞きたいのは、前田委員もおっしゃっていたんですけれども、今回取っ

	たアンケート調査ですが、補助金を活用しなかった未活用団体の方々が、なぜできなかったのかということをしっかりと分析することが大切だと思うんですけれども、特に資料②の３のほうが未活用団体のアンケート結果だと思うんですけれども、４ページから７ページに自由記載があり、様々な内容が挙げられているんですが、「町内会の加入メリットはない」という多くの意見や活性化に必要なことは、「若い世代に担ってもらうことである」ということが書かれてあったんですけれども、質問の内容というのは、７ページの問９ですが、市への要望という項目に多くの要望が挙げられていました。全てに応えることは大変かと思われますけれども、中には所管でもすぐに対応できるようなこともありました。市として今後、これら要望に対して何か取組がなされていくものなのか。それとも、意見の吸い上げということで終わってしまうのか、伺います。
温井地域担当主幹	③　アンケート調査は問９の７ページの自由記載についての市の対応という形かと思うんですけれども、こちらの自由記載につきましては、町内会館の補修という部分でいきますと町内会自身で会館を持っているところがある部分がありまして、そちら市の補助金での活用は難しいという部分もあったりとか、内容を確認する中では実現するために難しい部分はあるんですけれども、この中で今回勧誘チラシの作成をしたいというような意見があったところだったんです。そちらにつきましては、今回の令和８年度の第２回の活性化補助金の募集に対して、市で申請の仕方からサポートを行って対応させていただいたところはあるのですけれども、それ以外のものにつきましては、今後どうしようかという部分も踏まえて考えているところであります。
生　本　委　員	④　分かりました。どちらにしましても未活用団体の方に対しては市からの働きかけ、もしくはアプローチ等、今後も考えていらっしゃるようなので、検討のほうお願いいたします。答弁は要りません。
早　坂　委　員	①　資料③の悪臭に関する苦情等の資料ですけども、大変苦情が減ってきているのは大変よかったと思っています。 　お聞きしたいのは、令和２年度９月に２１６件と特に多い苦情が出ていたのは、これは何の苦情だったんでしょうか。
辰下脱炭素推進課長	①　令和２年度の９月に２１６件の悪臭による苦情が発生したんですけれども、こちらにつきましては、市内で食品リサイクル法に基づいて食品残渣から肥料をつくっている事業者から出た臭い、もしくはそこから排出された肥料の臭いがかなり恵庭市内に充満していたということがございましたので、令和２年の９月に２００件を超える苦情が市に寄せられたというものでございます。
早　坂　委　員	②　食品から肥料をつくるという、それが市街地で行われていたということでしょうか。
辰下脱炭素推進課長	②　確か住所でいくと北柏木だったかと思いますけれども、純粋な市街化調整区

	域ではないですけれども、住宅地とかではありませんので、立地等については特に問題がある場所との認識は私はないんですけれども、ただ食品から肥料にする過程で発酵が不十分であったりですとか、生ごみと肥料のちょうど間ぐらいで出荷してしまったりというようなところから、臭いが多く発生したものと考えられています。
早　坂　委　員	③　市の指導もあって、業者が改善してくれたという状況でしょうか。
辰下脱炭素推進課長	③　令和２年度以降、来年度から振興局は監視を終了するんですが、令和２年度から振興局とタッグを組みましてここの事業者のほうにアプローチを継続してずっと行ってまいりました。 　その中で、事業者も例えば食品を発酵させる場所にシャッターを付けたりですとか、臭いの出やすい場所にさらにビニールカーテンを引いたり、事務所の中にモニターを設置して各箇所、確か２０か所ぐらいに監視カメラをつけて事務所の中からも監視できるようにということで、かなり設備投資を協力していただいたということもありますので、苦情件数が減ったと私たちとしては考えてございます。
太　田　委　員	①　資料②について、アンケート調査を行っているんですけど、このアンケートの結果を答えてくれている町内会の方々に結果をお伝えしているのか、お伝えした場合、この反応的なもの、ほかの町内会で思っていることがこれでよく分かると思うので、そういう反応があったのかどうか、もしまだ伝えていないのであれば、これからどういうふうにお伝えするのかということについて、伺います。 ②　一般質問にも取り上げられていて、デジタル化によって役員の負担が軽減されましたということだったんですけど、ＬＩＮＥとかオンラインの資料共有とか、ホームページ・チラシ等というのがいろいろ上がってはいたんですが、分かれば具体的に例えばＬＩＮＥであれば、ＬＩＮＥはオープンチャットを使っているのか、ＬＩＮＥワークスなのか、それとも通常のＬＩＮＥなのか、オンラインの資料共有は何でＧｏｏｇｌｅで行っているとかと違うサイトでやっているのかとか、ホームページ・チラシ等は何でつくっているか、キャンバを使っているとか、ほかにつくるものを何を使っているのか、それとあと図面とかもしつくっているとしたら、有料のものを使っているのか、無料のもので対応しているのか、詳しいところがもし分かれば教えていただきたいです。
温井地域担当主幹	①　今回のアンケート調査の結果について、各町内会に報告、資料をお渡ししているかということですけれども、アンケート結果につきましては、本案の常任委員会で報告させていただき、事前に町内会連合会にはアンケートの情報は提供してるんですけれども、全部の町内会にはアンケートは送付等の対応はしていないところであります。 　今後、常任委員会が終わりましたら、アンケートにつきまして、各町内会に

	郵送なりの対応をさせていただきたいと考えております。 ②　デジタル化の関係ということですけれども、多分ＬＩＮＥだったりホームページだったり、その仕様という部分だと思うんですけれども、どういうようなものを使っているのかということに関しては、こちらでは把握をしていないところではあります。 　ただ、ホームページの作成につきましては、活性化補助金を活用されている町内会さんにおきましては、外注でつくっていただいているというような形で補助金を申請されていると報告させていただきたいと思います。
太　田　委　員	町内会のほうはこれから郵送されるということで、分かりました。 　ツールも詳しいことが分からないということだったんですけど、何を使っているかってすごく大事なところで、それを横の連携、ほかの町内会にお伝えしていくことで、例えばうちの町内会オープンチャットを使っているんですけど、それではやりにくいという人もいれば、通常のＬＩＮＥは嫌だとかいろいろ話が出ているので、そういう情報共有ができたらいいなということでお伺いしていました。
	③　新規加入者が増えた町内会が六つあるということだったんですけど、その六つに何か地域性のようなものがこの地域に多かったとか、そういうものがあるのか、全くばらばらに増えたところがあったのかというのを伺います。
温井地域担当主幹	③　先ほどで御説明した中で新規申込みがあったということの６町内会ということで、地域的には町場の地域という部分がありまして、基本的には効果につきましては、加入促進チラシを作成しまして新規転入者や転居者に対してチラシを配ったり、既存の方に対しても町内会の意義等を知ってもらうため、チラシを配布することによって退会者を防止するというような形で効果があったということは確認しております。
太　田　委　員	④　補助金未活用団体に関しては、先ほどから何度かお話にも出ていますけど人員不足というところがすごく課題だと認識もされているかと思うんですけれども、こちらに対して地域担当職員であったり、そういう方の関わりとかを増やすとか、今後補助金を使えなかった団体が人員不足であるから使えなかったということに対しては、どう対応していこうと考えているのかを最後に伺います。
温井地域担当主幹	④　役員の担い手不足という部分があって今後どうするのか、ということだと思うんですけれども、地域担当職員、各地区に７名おりますので、その地区の町内会連合会の役員会で各町内会の相談事だったり、補助金でいけば補助申請等の情報提供なりを行っていただくなりのサポートを行うような形で考えております。 　役員の担い手不足に関しましては、市としても活性化補助金を活用することによって、デジタル化によって少しは役員のほうの負担が減ったというような効果もありますので、そういう部分を見ながら今後どうすればいいのか考えて

	いきたいなと思っております。
狩野生活環境部次長	④　今回のこの調査は活性化補助金を活用した町内会に聞き取るということも大事なことだと思っていたんですが、それ以上に今委員さんのほうからおっしゃっていただいております未活用団体の意見を聞くところに重きを置いて実施したところであります。 　この結果につきましては、町内会連合会と共有しまして町内会連合会のほうからも未活用の支援を重点的に考えていこうというふうな意見が出されまして、それに係る要望がこのたび出されているところとなっておりますので、これから要望を８月１９日に受け取りましたので、今後は実効性のある補助制度に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。
吉　永　委　員	①　資料①犯罪被害者等支援条例の制定、条例の制定の目的としまして、被害者の生活再建への支援や地域全体で支える環境づくりということが挙げられておりますが、条例に盛り込むとすると基本理念とか、市が担う支援の方向性とかということが挙げられると思いますが、どのような考え方で検討を進めていくのか、伺います。
加賀谷生活環境課長	①　条例の制定の方向性ということで、よろしかったでしょうか。 　条例の制定に当たっては近隣市町村の条例の制定状況ですとか、規定内容を確認した上で、今検討を進めているところであります。多くの方が犯罪に遭われた方が少しでも救われるよう、相談できるよう、そのような体制に重きを置いて構築に向けて検討してまいりたいと考えております。
吉　永　委　員	②　基本的には尊厳をしっかり守るというような支援とか、それから二次被害に配慮しなきゃいけないといったところや経済的な支援もあると思いますが、よろしくお願いいたします。前提条件となる、恵庭市の対象者現在どれぐらいか把握されていればお伺いいたします。
加賀谷生活環境課長	②　条例の対象者になりますが、条例の対象者になりますのは犯罪に遭われた方、全ての方になります。 　今市で検討しております見舞金ですとか、そういったものに関しましては実際に遺族の方ですとか、重傷病を負った方々、性犯罪に遭われた方々、そういった方々を対象に見舞金の支給というのを検討している状況となっております。 １）報告事項終了 ２）その他所管事務調査について 【質疑】 なし

	２）その他所管事務調査について終了 ○日程５.生活環境部関連終了 １４時０８分　休憩 １４時１６分　再開 ●日程６.保健福祉部関連 １）報告事項
藤本国保医療課長	資料説明⑥恵庭市国民健康保険「統一保険税率」への取組について 資料説明⑦恵庭市国民健康保険「減免基準の統一」について
村山障がい福祉課長	資料説明⑧えにわ障がい福祉プランの策定経過について
柴田介護福祉課長	資料説明⑨第１０期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の概要について 資料説明⑩恵庭市有償サービス事業「なんもだよ」の除雪サービスの料金改定等について
根岸健康スポーツ課長	資料説明⑪恵庭市民スキー場の運営スキームの見直しおよび今後の対応方針について
	【質疑】
長谷委員	①　資料⑥の国保の統一保険税率について、令和１２年度から本格実施ということで、広域で統一されたのを踏まえて今度は道で統一されるということで、少なからず恵庭市内において影響が出るものと考えておりますけれども、今のところの想定でいうとどういうような所得世帯に大きな影響が出るのか、伺います。
藤本国保医療課長	①　本市の傾向ですけれども、所得割が全道で見たときに標準より若干高くて、均等割、平等割が低いという傾向がございます。 こちらを標準に近づけていく過程でありますけれども、世帯構成の人数とか、所得水準によって負担の増減に違いが出ると考えております。 具体的には所得が比較的低い世帯で、複数人、多数の家族で構成されている世帯においては平等割とか、均等割が標準に引き上げられることで、負担感が増す可能性があると考えています。 一方で、高所得の単身世帯などにおいては、所得割を引き下げた場合においては、税額自体が引下げとなるといった影響が出るのではないかと考えております。
長谷委員	②　大変な状態になることが想定されると思うんですけれども、令和１２年スタートに向けて段階的にやっていくんではないかと思うんですけども、市民に対

	する周知と、どういうような対策を持って臨んでいくかということを今のお考えを伺います。
藤本国保医療課長	②　１年ごとの精査にはなるかと思うんですけども、毎年この後、納付金といって北海道に支払わなければいけない費用が示されますので、それをベースに標準税率を算定しまして、あと現行の恵庭市との税率、それが今年度どのぐらい差があるのかというのを今年もやってまいります。 　その上で、３年間においてどういうふうに均衡していくのかということを具体的にこの後シミュレーションをしてまいります。 　先ほど言ったどの階層がどのぐらい開くかというようなシミュレーションをもって基金の活用ですとか、段階をどういうふうにやっていくといったようなことを国保の運営協議会の中で協議して決めていきたいなと考えております。
長　谷　委　員	③　いずれにしても、今の御説明ですと子どもさんがたくさんいる世帯ですとか、逆に言うと独身の独り暮らしの方には下がるようなことをおっしゃっていましたけれども、きちっとまだ猶予あるとはいえ、１２年度になりますので、目の前すぐ迫ってると思います。なので、きちっと対象者には早く説明願いまして、御理解いただけるような市のほうでも対策を講じていただきたいと思いまして、希望を申し上げましたけれども、最後にします。
藤本国保医療課長	③　ホームページですとか、広報とか、国保だよりにおいてしっかりと周知してまいります。よろしくお願いいたします。
早　坂　委　員	①　資料⑩「なんもだよ」の除雪サービスについて、社会福祉協議会がやっているということですけども、除雪をしてもらいたい方と除雪してやってもいいという人のマッチングの仕方と、金銭の授受はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。
柴田介護福祉課長	①　社会福祉協議会の職員と登録している方、それを希望される方とのマッチングというところがこの事業のスタートになります。 　まず現地確認としまして、社会福祉協議会の職員が利用者自宅訪問して、実際の除雪箇所を確認します。それから車庫前の除雪が必要かなど個別の状況を確認した後、利用者へルールを説明してチェックリスト、それから申請書について同意を得るような流れになります。 　利用決定後は、降雪の状況等で動いたりというところが変わってくるんですけども、こちらの金銭の授受につきましては、除雪サービスの利用後に現金で協力者と社協とやり取りするということで確認しております。
早　坂　委　員	②　除雪をしてもいい方ということで、応募して除雪してくれる方を選定すると、資金については、除雪してもらった利用者の人が社会福祉協議会にお金を納めて、除雪してくれた人に社会福祉協議会からお金が渡るということで、よろしかったでしょうか。
柴田介護福祉課長	②　委員からの御質問の「なんもだよ」利用者、それから社協の職員、それから

	協力者のやり取りの部分の確認かと思いますが、事業のスタートについては、利用相談、対象確認ということで、シーズン前、それからシーズン中問わずに利用登録の確認作業を行っております。 　利用者から相談を受け初めての場合は、ルールを社協のほうから説明をして対象者に該当するかを確認するという作業を行っております。 　現金のやり取りについてですが、先ほどの私の説明に誤りがありまして訂正させていただきます。正しくは、除雪サービスの後、協力者と利用者と直接現金でやり取りが行われているということです。 １）報告事項終了 ２）その他所管事務調査について 【質疑】
前　田　委　員	①　恵庭公園陸上グラウンドの全天候型整備について、お伺いしたいと思います。 　現在念願の周回コースの全天候型整備、今工事が行われていますけれども、今年度予算では、１億１，７００万円計上されていたんですけれども、昨今のやっぱり物価上昇だとか、資材や人件費の高騰により厳しい状況にあるという推察するんですけれども、現状での予算見積りはどうなのか、工事内容に変更はないのか、工事期間をいつ頃までと考えられているのか、お伺いしたいと思います。
根岸健康スポーツ課長	①　恵庭公園陸上グラウンドの改修工事についてお答えします。 　委員お見込みのとおり、昨今の物価上昇の影響が出ているところでございます。そうしたことから、当初予算の範囲では、陸上トラックの周回コースと走り幅跳びを整備するということになっておりました。 　しかし、物価の高騰により、当初予算の額では工事費が不足してくるとそういったようなことが分かりました。こちらの工事ですが、防衛の調整交付金を活用しての工事になると、防衛省との調整の中で本年度については周回コースのみを整備し、走り幅跳びの施設整備は見送りとして事業内容を変更するとそういうような形で入札を行い、業者を決定し、９月から工事を実施しているところでございます。 　工事の進捗状況についてでございますが、こちら契約上では不測の事態に備え、工期を２月までと設定しているところでございますが、現在の進捗状況としましては、天候の関係もあるという前提ではありますが、順調に進めば１１月中の工事完了を見込んでいるところであります。 　最後に、今年度見送りとなった走り幅跳びの施設整備については、次年度において防衛の調整交付金を活用しての実施をするよう検討してまいりたいと考

	えているところでございます。
前　田　委　員	②　これは決定したということでいいんですか、今検討中ということでいいんですか。 （「検討中」と発言する者あり）
前　田　委　員	もし、これが決定したんであれば、やはり関心がある市民だとか、関係団体、スポーツ協会等々にしっかり周知というか、報告する必要があると思いますので、これはどう考えられているのか、伺います。
根岸健康スポーツ課長	②　関係団体の調整についてでありますが、本年度走り幅跳びが取りやめとなったことにつきましては市内のスポーツ団体を統括する恵庭市スポーツ協会、また陸上関係者の団体である恵庭市陸上競技会等に対し、状況について説明し、御理解をいただいているところであります。 また、走り幅跳びの今後についてですけども、予算が絡むということでお約束できるものではありませんが、その方向で次年度実施で検討したいとそのようにお伝えしているところです。
前　田　委　員	③　分かりました。その辺のところの周知は、よろしくお願いしたいと思います。 最後にやはり陸上グラウンドというのは、走る、跳ぶ、投げるというこの３要素がしっかりできて機能発揮できるもんですので、周回コースと幅跳びのピットがセットでできるものが、来年度に幅跳びだけが移行するということですけども、何とか防衛予算を当てにするとこの時期になっちゃうんじゃないですか。やはり私として１年越すということで雪解けの５月以降、早い時期に楽しみにしてた市民等々もおられますので、その辺の検討はできないでしょうか。少しでも早い時期に整備をするという方向性はないものでしょうか。最後に伺います。
根岸健康スポーツ課長	③　次年度以降における走り幅跳びの工事の時期ということで、まだ予算もついてない中ではありますが、仮に予算がついた場合の考え方についてですけれども、委員から早期着工、早期完了ということでお話があったとこれでございますが、こちら防衛省との調整がございまして、防衛省のゴーサインが出ないとこちら工事の入札等々を進めることができないとそういったような事情もあるところでございますが、可能な範囲でできる限り工事の早期着工、工事完了に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。
	【報告】
村山障がい福祉課長	私からは、市内牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟の経過について、御報告いたします。 本件に関わる第１４回口頭弁論は、本年９月１０日（木）に行われております。 被告恵庭市においては、令和８年１０月２６日（月）までに、原告らの準備

	書面に対する反論を提出することとなりました。 次回、第１５回口頭弁論の期日につきましては、令和８年１１月１０日（火）午前１０時３０分と指定されております。 今後におきましても、事実と異なるとして争う点につきまして、本市の考えを主張してまいりたいと考えております。 【質疑】 なし ２）その他所管事務調査について終了 ○日程６.保健福祉部関連終了
	●日程７.子ども未来部関連 １）報告事項
立山子ども政策課長 前野幼児保育課長	資料説明⑫長期休み学童預かり事業について 資料説明⑬えにわ子育て応援隊の活動について 資料説明⑭学童クラブ保護者負担金について（案） 資料説明⑮こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の公募結果について 資料説明⑯多子世帯の保育料軽減拡大について
	【質疑】
生　本　委　員	①　資料⑫の長期休み学童預かり事業について、今回辞退者が５名出たということですが、その方々の主な理由について伺います。 ②　次回の冬休みになると思うんですが、次回の場合は法人、場所等は夏季と同じ内容となるものなのか、伺います。
立山子ども政策課長	①　長期休みの辞退者の理由です。すみません、こちらのほう把握しておりません。 ②　冬休みについてですけれども、これまで令和６年と７年と２年やってきた中で夏休みが一番利用が多いんです。冬休み、春休みっていうふうにほとんど半減ぐらいな状況でしたので、今回の状態のまま様子を見させていただいて、来年度にまた検討していきたいと思っております。
吉　永　委　員	①　資料⑮こども誰でも通園制度について、今回一次事業者の応募ということで、令和１０年度から開始ですか。現在４事業者がやっていらっしゃるといったところで、１０年度だと五つになるということですが、この制度を必要とする子育て世帯への周知や利用促進についてどんなふうに進めているかについ

	て、伺います。
前野幼児保育課長	①　こども誰でも通園制度の利用者周知についてでありますが、こちらの事業につきましては、ゼロ歳から２歳児の未就園のお子様が対象となります。 　こちらの事業、広報えにわですとか、市ホームページに事業の概要を掲載することに加えまして、こういう対象年齢の方と接する機会のあるえにわっこ応援センターと連携いたしまして、赤ちゃん訪問ですとか、乳幼児健診の機会を捉えまして、周知を行っているところでございます。
吉　永　委　員	②　利用の条件といいますか、１時間当たり利用数、月１０時間までで恵庭市に住民票があって、利用時点で生後６か月から満３歳未満といった条件の中で、今のところ４事業所といったところで。調べてみますと２歳児が一つの園で全体で１９名の定員で、２歳児が１２名、次が２名、それからもう一つの１歳児が２名かな、もう一つが最後ですが、６か月から２歳が１名なのかなということで、何が言いたいかというと２人子どもさんがいらっしゃって６か月と１歳の方が時間当たりだから非常に難しいとは思うんですが、片方は預けられるけど、片方は預けられないと。１時間当たりの利用時間ですので、片方を預けて別な園に預けて３０分経ったらあと３０分しか残ってないというような状態が起きると思われるんですが、その辺の対策について伺います。
前野幼児保育課長	②　こども誰でも通園制度の利用定員と複数お子さんがいらっしゃる場合の運用というか、対応についてでありますが、委員おっしゃるように、こちらの制度は１時間当たりに受けられる最大の人数を利用定員として定めているところでございます。 　その中で例えば同じ年齢の双子のお子さんが例えば仮にいらっしゃって、利用定員１名のところに同様に預けられないのかというような御相談も事業者から寄せられておりまして、こちらは国の制度に基づき実施しているんですけれども、例えばゼロ歳児、１歳児、２歳児の利用定員が１名ずついて合計３名受け入れられるような事業者においては、その年齢の内訳を状況に応じて変更して、ゼロ歳児を２人受け入れて、１歳児は受け入れないとかというような運用上の取扱いも可能とされているところでございます。 　そういったところの制度的な周知も事業者に実施しながら、運営していただいているところでございます。
吉　永　委　員	③　こども誰でも通園制度去年始まったばかりの制度でございまして、なかなか最初からうまくいくわけないといったところもございますが、今回のリズムさんも含めて、全体的に２歳児が若干多い感じの構成になってますんで、その辺を今後検討されるかどうか、伺います。
前野幼児保育課長	③　今後その年齢でのばらつきの部分への対応についてでありますが、今までの実績も踏まえまして令和７年度の利用認定者数が１４名というところの利用認定者数の部分も、なかなか利用者の方が預けたい時間帯に開設していないところですとか、そういった事業者の既存の在園児への影響も踏まえて、段階的に

	この事業を始めているような背景もございますので、そういったところの利用者ニーズになかなか全てが受け入れられるような状況じゃないというところが、課題として捉えているところでございます。 　こうした課題も踏まえながら、新しく事業を開始される方ですとか、既存で実施している施設の方も同様ですけれども、現在の利用認定者数ですとか、利用状況などの情報を共有しながらニーズとして不足している部分について、事業として検討していただくように今後進めていきたいと思っております。
太　田　委　員	①　資料⑫の長期休み学童預かり事業について、今回定員に対して申込み人数が６１人とニーズが大きく上回っていたんですけども、４５人を受入れにしたということで、この４５人をどういう基準で選んでいたのか、学年が小さい子を優先していたのかなど、そういうことを伺いたいのと、学年の内訳が分かれば、教えてください。
立山子ども政策課長	①　受入れ基準ですけれども、委員おっしゃるように低学年を優先してとっております。 　学年の内訳ですね、アンケート内訳になってしまうので、半分になってしまうんですけれども、パーセンテージで言いますと１年生４２．９％、２年生が３８．１％、３年生が１４．３％、それ以上、４年生４．８％、５、６年生がゼロという形になっております。
太　田　委　員	②　通常の学童と同じような感じなのかなと思ったんですけど、今回すごく大学と連携したプログラムとか、学生アルバイトの企画とか、すごい魅力的なプログラムがあるなと感じたんですけれども、実際に職員の体制、職員が何人で学生が何人というふうに対応していたのかということ。 ③　文教大学の学生が実際に何人関わっていて、子ども発達学科以外の人もいたら学科の内訳等も教えてください。
立山子ども政策課長	②　こちらの事業につきましては、通常で３人の支援員というか、職員を置いてくださいという形での補助基準としております。学生のアルバイトについては、総勢７名のアルバイトの方を事業者のほうで雇用しております。 　１日当たりの学生さんの人数は申し訳ありません、把握しておりませんで、学生さんも授業があったりだとか、アルバイトがあったりだとか、もろもろの予定を組みながら入ってもらうというような状況であるということは聞いております。 ③　学生さんの学科の内訳は全部は聞いていないんですけれども、預かり期間中のイベント等の中で食物栄養学科であったり、子ども発達学科、その辺りの学科の生徒さんが一緒に入ってくれているというふうに思っております。
太　田　委　員	④　すごく学生が関わっていい事業だったなと思いました。授業が終わってから学生との意見交換会を実施されたということだったので、ぜひ先ほど生本委員からの質疑で、なかなか冬とか春は少なくて、夏は多くてということも答弁も

	いただいてるんですけれども、事業に参加する人が増えるにつれ、高学年の参加もどうかなって見合わせてた人も、もしかしたら内容によってはもっと参加したいなと思う人も増えるかもしれないので、ぜひ今後も継続的な学生人材の確保とか、協力体制について検討していただきたいなと思いました。答弁は要りません。
長　谷　委　員	①　資料⑭の学童クラブについて、毎年３年間試算というか、改定するというような内容で説明あったかと思ってました。 　令和５年の資料見させていただいたところ、月額負担金というのが令和５年度６，５００円で、令和８年が９，０００円で大幅なアップということで、しかし月額の保護者の負担は４，５００円で変わらないで据置きということだったんですけれども、間違いなくこれ物価上昇ですとか、当然人件費の上昇ですとか、市の負担割合はどんどん広がっていくと思うんですけれども、令和５年と令和８年の試算で、実際に保護者が負担した割合の金額の割合を伺います。
立山子ども政策課長	①　実際に保護者が負担した負担割合、令和７年度につきましては６分の０．９となっております。５年度保護者負担割合は６分の１．２、すみません、４年度の決算になるので、４年度の数字になるんですけども、６分の１．２となっております。
長　谷　委　員	②　令和７年度が６分の０．９、令和４年度が６分の１．２ということで、間違いなくこれは保護者の負担割合というのがどんどん小さくなってくるということで、ちょっと視点変えます。 　市の負担金の財源はどこから捻出しているのか、伺います。
立山子ども政策課長	②　市の負担につきましては、国、道と同じ６分の１の部分につきましては一般会計のほうから出しております。 　保護者負担側の市の負担というのが、子育て基金から支出しております。
長　谷　委　員	③　恵庭市子どもさんを育てて学童に入れてる方たちは非常にありがたい政策だと思いますが、負担割合についての市の考え方、質疑ですけれども、市の考え方、基本的な考え方をお伺いして最後にします。
立山子ども政策課長	③　検証をさせていただきまして、金額だけ見るとやはり上げなければいけないのかなと思うところはあるんですけれども、全道の負担を見たときに無償化しているところもあるんですけれども、無償化していないところの３５市の平均額が４，０００円となっておりました。本市は月額４，５００円と石狩管内では２番目に高い水準となっていることや前回検証時から消費者物価指数が８．８％程度上昇して高止まりするなど、子育て世帯を取り巻く経済状況が依然として厳しい状況であること。 　それから、近年負担金の値上げを行った自治体の事例が極めて限定的で、過去１０年間遡っても直近の事例が平成２８年度で１市のみという形になっておりました。

	それから、子育て支援の取組と連動して近年は本当に市負担金の引下げ、無償化などを行っていくという軽減するほうの動きが加速していることもありましたので、今は上げるときじゃないのかなというところでした。 １）報告事項終了 ２）その他所管事務調査について 【質疑】 なし ２）その他所管事務調査について終了 ○日程７.子ども未来部関連終了
新岡委員長 横道副市長	全体を通じて、理事者から何かございますか。 ございません。 （理事者・執行部退席）
	【委員間協議】 ●日程８．閉会中の所管事務調査について なし ●日程９．その他 なし 委員長が閉会を告げる （１５時２４分　終了）